

墨田区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（設置） 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。） 第77条第1項及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）第21条第1項の規定に基づき、区長の附属機関として墨田区子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>（用語の意義） 第2条 この条例で使用する用語の意義は、支援法及び次世代法で使用する用語の例による。</p> <p>（所掌事務） 第3条 子ども・子育て会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及び区長に意見を述べるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 〔略〕 墨田区子ども・子育て支援総合計画に関すること。 子ども・子育て支援に係る施策及び次世代育成支援対策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項並びに当該施策及び対策の実施状況に関すること。 <p>〔略〕</p> <p>（組織等） 第4条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員30人以内をもって組織する。</p> <p>子ども・子育て支援及び次世代育成支援対策に関し学識経験を有する者 ～ 〔略〕</p> <p>2 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>〔同左〕 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、区長の附属機関として墨田区子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>〔同左〕 第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。</p> <p>〔同左〕 第3条 〔同左〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 〔略〕 墨田区子ども・子育て支援事業計画に関すること。 子ども・子育て支援に係る施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。 <p>〔略〕</p> <p>〔同左〕 第4条 〔同左〕</p> <p>子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者 ～ 〔略〕</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 〔略〕</p>

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に委員である者の任期は、この条例による改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。